

お取引時の確認について

法律の改正により「職業」や「取引を行う目的」等についても次のとおり確認させていただくことになりました。

当金庫では「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(以下「犯収法」といいます)にもとづき、口座開設等の際に、お客さまの氏名、住所、生年月日等について確認させていただいておりますが、犯収法の改正により、平成 25 年 4 月 1 日から、「職業」や「取引を行う目的」等についても次のとおり確認させていただくことになりましたので、ご理解のうえ、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

お客さまへの確認が必要な取引

- ① 口座開設、貸金庫、保護預り等の継続的な取引関係の開始
- ② 10万円を超える現金振込(含む外国送金)、持参人払式小切手による現金の受取り
- ③ 200万円を超える現金、持参人払式小切手の入出金、外貨両替
- ④ 融資取引 等

上記の取引以外にも、お客さまに確認させていただく場合があります。

お客さまへの確認事項およびお持ちいただくもの(平成 25 年 4 月 1 日からの追加確認事項)

確認事項		お持ちいただくもの(原本をお持ちください)※2
個人のお客さま ※1	氏名・住所・生年月日	○運転免許証 ○運転経歴証明書 ○旅券(パスポート) ○各種年金手帳 ○各種福祉手帳 ○各種健康保険証 ○在留カード ○特別永住者証明書 ○住民基本台帳カード(写真付き) 等のうちいずれか
	職業	お持ちいただくものはありません(窓口等で確認させていただきます)
	取引を行う目的	
法人のお客さま	名称 本店や主たる事務所の所在地	○登記事項証明書 ○印鑑登録証明書 等
	事業内容	○登記事項証明書 ○定款 等
	来店された方の 氏名・住所・生年月日等	上記の「個人のお客さま」に記載されているものに加え、社員証等により、法人のお客さまのために取引を行っていることを確認させていただきます
	取引を行う目的 議決権保有率が 25% 超の方の 有無・氏名・住所・生年月日	お持ちいただくものはありません(窓口等で確認させていただきますので、あらかじめご確認のうえご来店ください)

※1 ご本人以外の方が来店された場合には、来店された方についての氏名・住所・生年月日とあわせて、ご本人のために取引を行っていることを書面等で確認させていただきます。

※2 確認日において有効なもの、または発行日から 6 ヶ月以内のものが必要です。

その他 ご留意いただく事項

以前に確認させていただいたお客さまについても、お取引の内容によっては、改めて確認させていただく場合があります。

※上記事項の確認ができないときは、お取引ができない場合があります。なお、上記事項を偽ること、他人になりすましての口座開設や口座売買等は、犯収法により禁じられております。詳しくは、各営業店窓口にお問い合わせください。

何卒ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。



横浜信用金庫